平成２４年（フ）第６１号
新潟県加茂市秋房10番26号　グラン・カメリア103、前住所新潟県加茂市青海町２丁目３番１号
債務者　鶴巻　　均
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１号
新潟県燕市新生町131番地　県営住宅425号室
債務者　青木　藤志
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４号
新潟県加茂市大字下条戊4314番地１
債務者　山口　次男
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７号
静岡県御殿場市神場747番地の40、前住所静岡県御殿場市北久原282番地の18　ヴィラＳ＆Ｔ506
債務者　須山　加奈
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
静岡県伊豆の国市天野27番地の４メゾニティ93　205号
債務者　山口　藤雄（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
静岡県富士宮市宮原436番地の６、前住所静岡県富士宮市山宮924番地の20
債務者　大塚　保則
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３２２号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目12番９―303号　コーポ柏原
債務者　谷口　正美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２３号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目12番９―303号　コーポ柏原
債務者　谷口　明子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４３号
堺市北区新堀町１丁57番地１　ヴィラージュ窪田203号、前住所堺市北区常磐町１丁17番地３　ファインデイズ北花田911号
債務者　青山　律子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４９号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番116―201号
債務者　石倉　博之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺722号
債務者　長田　義充
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
大阪府松原市上田１丁目３番18―101号、前住所大阪府松原市東新町４丁目17番３号
債務者　古川　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
堺市南区庭代台１丁23番８―301号
債務者　佐藤　正之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
大阪府羽曳野市碓井３丁目592番地の２―201、前住所大阪府羽曳野市学園前６丁目154番地の４
債務者　井脇　弘仁
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目19番12―401号、前住所大阪府羽曳野市古市７丁目５番20号
債務者　髙橋　智鶴（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
和歌山県日高郡美浜町和田2261―10、住民票上の住所和歌山県日高郡印南町大字島田3126番地の91
債務者　成瀬　一弥
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第７号
北海道岩見沢市志文本町２条５丁目３番11号
債務者　池田　雪子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

第明治三二十種五郵年便三月物三十認一可日